

令和7年9月2日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人 大阪府医師会  
会長 加納 康至  
(公印省略)

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等  
に関する法律の一部を改正する法律について

平素より産業保健活動の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号。以下「改正法」という。）が本年6月11日に公布にされた旨について、日本医師会より周知協力依頼がありました。

別添に記載の改正内容の趣旨を十分理解の上、その施行に万全を期されるようお願いいたします。なお、改正法の施行のために必要な関係政省令等については、今後、労働政策審議会で諮られ、その答申を得て、制定される予定となっております。

つきましては、改正法の趣旨をご理解いただき、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

<事務局>  
大阪府医師会 地域医療課（澤野）  
TEL：06-6763-7012